

## 新潟県病院局管理規程第8号

新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程

新潟県病院局事務委任規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| (院長等への共通委任)<br><b>第3条</b> 次に掲げる事務は、院長及び校長に委任する。<br>(1)～(7) (略)<br>(8) <u>会計年度任用職員</u> の任免をすること。<br>(9)～(19) (略) | (院長等への共通委任)<br><b>第3条</b> 次に掲げる事務は、院長及び校長に委任する。<br>(1)～(7) (略)<br>(8) <u>一般職の非常勤職員</u> の任免をすること。<br>(9)～(19) (略) |

### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。